

■有給休暇の付与日数について

出勤率が8割以上の場合に付与されます。有休残は翌年まで繰り越されます。

1. 5年目以降の

●週5もしくは週の所定労働時間が30時間以上の方

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

●週4以下の比例付与

	週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	勤務年数						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.6	6.5以上
付与日数	4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

■特別休暇について

	事項	所定労働時間	
		週30時間以上	週20時間以上 30時間未満
1	本人が結婚する場合	2日	1日
2	配偶者が出産する場合	2日	1日
3	父母又は子が死亡した場合	2日	1日
4	祖父母、配偶者の父母又は兄弟が死亡した場合	1日	0日

■健康診断 半特休を付与

※同日に半休を取得することもOKとしている。

e-timecard、WebTimeCardの勤怠区分は【半特半休】を選択。

その他のシステムは備考欄に入力。紙タイムシートは区分欄にわかるように記入。